

富里市特別職報酬等審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富里市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第31号）第8条の規定により、富里市特別職報酬等審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は原則として公開するものであるが、審議内容を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合においては、当該会議を公開しないことができる。

(傍聴人の数)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の数は、4人以内とする。

- 2 傍聴の受付は、先着順で行うこととし、定員になり次第、受付を終了するものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者等で会長が必要と認める場合は、傍聴人の数の変更又は傍聴をさせることができる。

(傍聴の手續)

第4条 傍聴の受付は会議の開会時刻の15分前から行う。ただし、これにより難しい場合は、別に会長が定める時刻から行う。

- 2 傍聴の受付場所は会議室の入り口の前とする。
- 3 傍聴人は、受付で氏名及び住所を記入した後に入室する。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) かさ、つえ（会長の許可を得たものを除く。）、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 拡声器、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第8条の規定により、撮影、録画、録音その他これらに類する行為をすることにつき会長の許可を得た者を除く。）
- (6) 酒気を帯びていると認められる者

- (7) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由があると会長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をしないこと。

(庶務担当職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて庶務を担当する職員の指示に従わなければならない。

(撮影等の制限)

第8条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録画、録音その他これらに類する行為をしようとするときは、会長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退室)

第9条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときには、速やかに退室しなければならない。

- (1) 会長が非公開の会議であることを宣言したとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長が退室を命じたとき。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。